

# 一般財団法人玉野産業振興公社個人情報保護規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 規程第 11 号

## (目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人玉野産業振興公社（以下「公社」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職 員 公社評議員、理事、監事、公社事務局職員、臨時職員
- (2) 個人情報 個人生活に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類する媒体に記録されるもの又はされたもので公社が保有しているものをいう
- (3) 本 人 公社が保有する個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう
- (4) 開 示 公社が保有している自己に関する個人情報の閲覧、視聴及び写しの交付をいう

## (公社の責務)

第 3 条 理事長は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

## (適正な収集)

- 第 4 条 理事長は、個人情報をその業務の目的に必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 理事長は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
  - 3 理事長は、法令の規程に基づくとき又は業務の執行上特に必要があると認めるときを除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的な利益に重大な影響を与える個人情報を収集してはならない。

## (収集の制限)

第 5 条 理事長は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の規程に基づくとき
- (2) 本人の同意に基づくとき
- (3) 個人の生命、身体、安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないとき
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき
- (5) 本人から収集することにより、当該業務の性質上その目的の達成に支障が生じ、

又は円滑な実施を困難にするおそれがあること、その他本人以外の者から収集することに相当な理由があると認められるとき

- 2 理事長は、本人以外の者から個人情報を収集するときは、その事実を本人に通知するよう努めるものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 理事長は、収集した個人情報について収集の目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の規程に基づき利用し、又は提供するとき
- (2) 本人の同意に基づき利用し、又は提供するとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急やむを得ない必要があるとみとめて利用し、又は提供すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長の意見を聴いたうえで、特に必要あると認めて利用し、又は提供するとき

- 2 理事長は、前項第3号又は第4号の規定に基づき個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(適正な管理)

第7条 理事長は、個人情報の改ざん、紛失、毀損及び漏洩の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 理事長は、収集の目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

(職員の義務)

第8条 職員は、職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委託の取扱い)

第9条 理事長は、個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を外部に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取り扱いについて受託者が講ずるべき措置を明らかにしなければならない。

(廃 棄)

第10条 理事長は、収集の目的を達成し保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ速やかに廃棄しなければならない。

(開示請求)

第11条 理事長は、自己に関する個人情報の開示の請求があったときは、本人であることを確認のうえ、開示するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、

当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 法令の規程により明らかに開示ができないとされているとき
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示しないことが明らかに正当であると認められるもの
- (3) 開示をすることにより、公社の業務が著しく阻害されるおそれのあるもの
- (4) 開示請求の対象となった個人情報に、本人以外の個人情報が含まれる場合で、分離し難いと認められるもの

(開示請求に関する決定等)

第 12 条 理事長は、開示の請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して 14 日以内に、開示又は非開示（その請求の一部について開示しないことも含む。）の決定をしなければならない。ただし、当該期間内に決定をすることができないときは、請求のあった日の翌日から起算して 60 日を限度としてその決定を延期することができる。この場合においては決定の延期の理由を付して通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、請求に応じないこと（その請求の一部について開示しないことを含む。）と決定したときは、その理由及び不服申立てに係る事項を併せて通知しなければならない。

(自己情報の訂正)

第 13 条 理事長は、公社が保有する個人情報について、当該個人情報の本人から訂正の請求があり、当該事実には誤りがあると認めるときは、訂正に応じるものとする。

(訂正の請求に関する決定等)

第 14 条 理事長は、前条の請求があったときは、請求があった日の翌日から起算して 21 日以内に、その請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を請求者に通知しなければならない。ただし、当該期間内に決定することができないときは、請求のあった日の翌日から起算して 60 日を限度としてその決定を延期することができる。この場合においては決定の延期の理由を付して通知するものとする。

- 2 前項の場合において、請求に応じないこと（その請求の一部について開示しないことを含む。）と決定したときは、その理由及び不服申立てに係る事項を併せて通知しなければならない。

(不服申立て)

第 15 条 理事長は、当該個人情報の開示、訂正の請求に対する公社の決定及び公社の個人情報の取扱いについて本人から不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適當であることを理由として却下する場合を除き、理事会に諮り当該申立てについて決定を行わなければならない。

- 2 理事長は、前項の決定をしたときは、その旨を書面で請求者に通知するものとする。

(委 任)

第 16 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。